

令和6年職種別民間給与実態調査の実施について

令和6年4月15日

大分県人事委員会は、公務員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県・市・特別区人事委員会と共同で、令和6年職種別民間給与実態調査を実施します。

概要は下記のとおりです。

記

1 調査期間

令和6年4月22日（月）～6月14日（金）

2 調査対象事業所

県内の企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の事業所 134所
（該当事業所418所の中から無作為抽出したもの）

3 調査の方法

調査員による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法も活用する。

4 調査の内容

（1）事業所単位で行う調査事項

- ① 賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
- ② 本年の給与改定等の状況
ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等
- ③ 諸手当の支給状況
通勤手当の支給状況、家族手当の支給状況、寒冷地手当の支給状況
- ④ 高齢者雇用施策の状況
一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等

（2）従業員別に行う調査事項

- ① 4月分初任給月額
- ② 4月分所定内給与月額
役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額と
そのうちの時間外手当額、通勤手当額

※次頁に人事院の記者発表資料を添付しています。

問い合わせ先

大分県人事委員会事務局

公務員課 任用給与班 二村、清家

TEL：097-506-5217（県庁内線5217）

令和6年4月12日

報道資料

令和6年職種別民間給与実態調査の実施

人事院は、公務員の給与を改定する勧告の基礎資料を得るため、毎年、職種別民間給与実態調査を実施しています。令和6年調査の実施概要は次のとおりです。

1 調査期間

令和6年4月22日(月)～6月14日(金)
(54日間：土日祝を除いた実日数は37日間)

2 調査対象事業所

企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の事業所 約11,700所
(母集団事業所数 約58,400所)

3 調査の方法

人事院と、47都道府県、20政令指定都市、特別区及び和歌山市の69人事委員会が分担して実施する。調査員(約1,100人)による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法も活用する。

4 調査の内容

(1) 事業所単位で行う調査事項

- ア 賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
- イ 本年の給与改定等の状況
ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等
- ウ 諸手当の支給状況
通勤手当の支給状況、家族手当の支給状況、寒冷地手当の支給状況
- エ 高齢者雇用施策の状況
一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等

(2) 従業員別に行う調査事項(調査職種 76職種)

- ア 4月分初任給月額
- イ 4月分所定内給与月額
役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額

以 上

問 合 せ 先	人事院給与局給与第一課長	森谷 明浩
	課長補佐(調査第一班)	吉田 康祐
	電話(03)3581-5311	(内線2515)
	(03)3581-1194	(直通)

職種別 民間給与 実態調査



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

への御協力を
お願いします！

- ・本調査は、統計法に基づく政府統計（一般統計調査）です。
- ・国家公務員の給与制度を所管する人事院と、地方公共団体の人事委員会が 分担し
実施しています。調査員は全員公務員です。
- ・本調査の結果は、例年8月に国会及び内閣に対し行われている**人事院勧告**
並びに地方公共団体の人事委員会勧告の基礎資料として活用されます。

公務員の給与は、本調査で得られた民間企業の方の給与額等を基に決定されます

よくあるご質問

具体的に何を
調査するのでしょうか

個人別の4月の給与額、
役職、年齢、最終学歴
などをお伺いします。
(個人名は不要です)

調査はどのように進めるの
でしょうか

事業所への訪問やテレビ会
議システムの利用などによ
り、調査員が調査を実施い
たします。具体的な調査方
法については調査員からご
相談させていただきます。

調査対象となる事業所は
どのように選ばれているの
ですか

全国の企業規模50人以上
でかつ事業所規模50人以
上の事業所を母集団とし、
その中から地域、産業や企
業規模等を用いてグループ
分けを行い、各グループ
から無作為に選ばれます。



調査担当 人事院 給与局 給与第一課 調査第一班

電話 03-3581-4023 (直通) メール: minchou@jinji.go.jp

人事院勧告について

URL:<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html>

人事院勧告

検索

